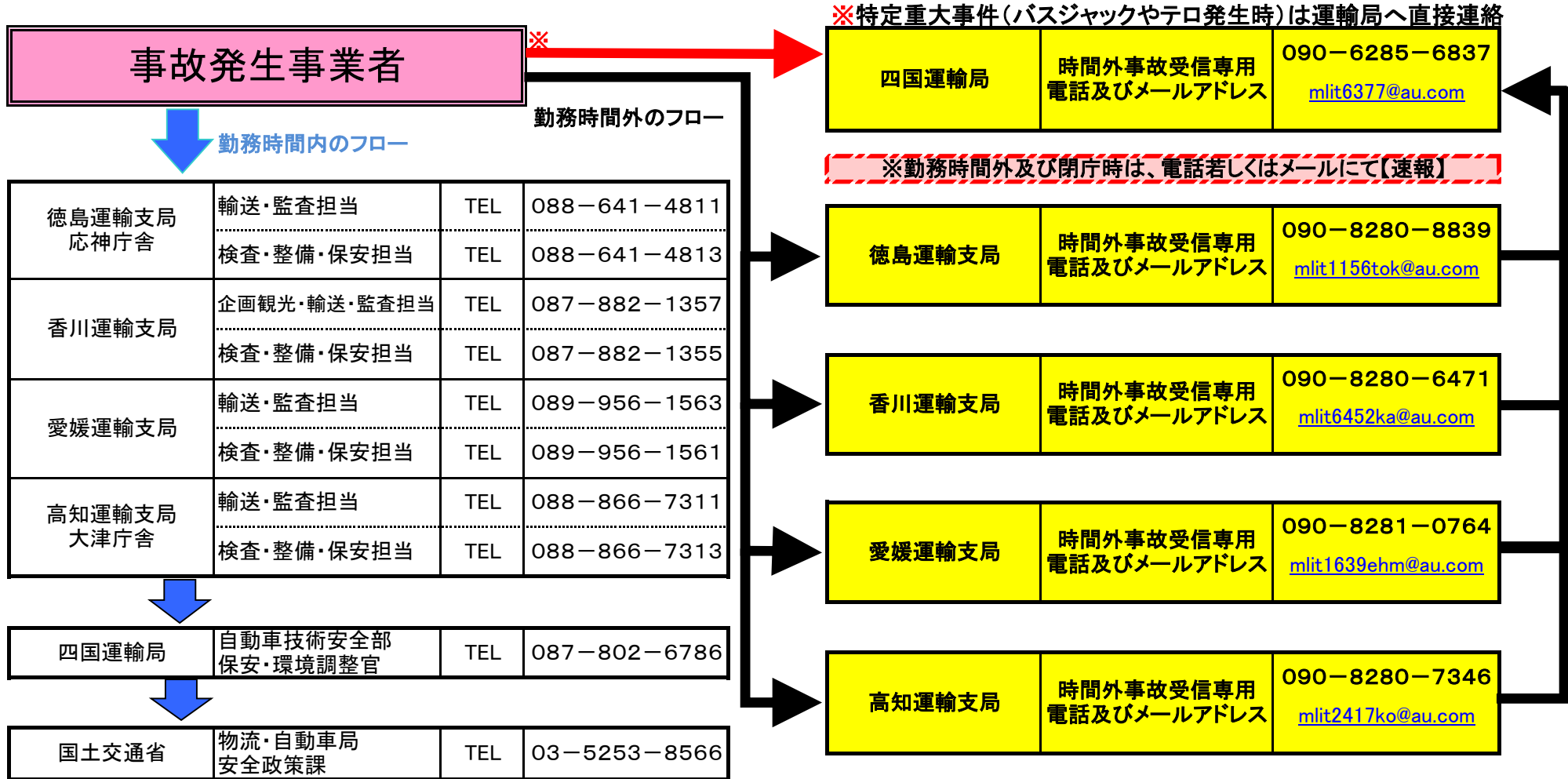


重大事故・事件発生時の連絡体制

令和8年4月1日現在



自動車事故報告規則及び緊急時対応マニュアルに基づく「速報」の取扱い

【24時間以内に運輸支局長に報告】

- ① 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し若しくは接触をしたもの。(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者の自動車が引き起こした場合)
- ② 2人以上の死者(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者の自動車が引き起こした場合は1人)、5人以上の重傷者、10人以上の負傷者、旅客に1人以上の重傷者を生じたもの。
- ③ 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し若しくは接触したことにより、積載された危険物、火薬類、毒物等の全部又は一部の飛散、漏洩を生じたもの。
- ④ 脳疾患、心疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- ⑤ 酒気帯び運転による事故。(バスは事故を起こさなくても必要)
- ⑥ 自然災害に起因する可能性のある事故。
- ⑦ その他社会的影響が大きいと認められる事故。(報道機関による報道があった時又は取材を受けた時等)【告示第1項】